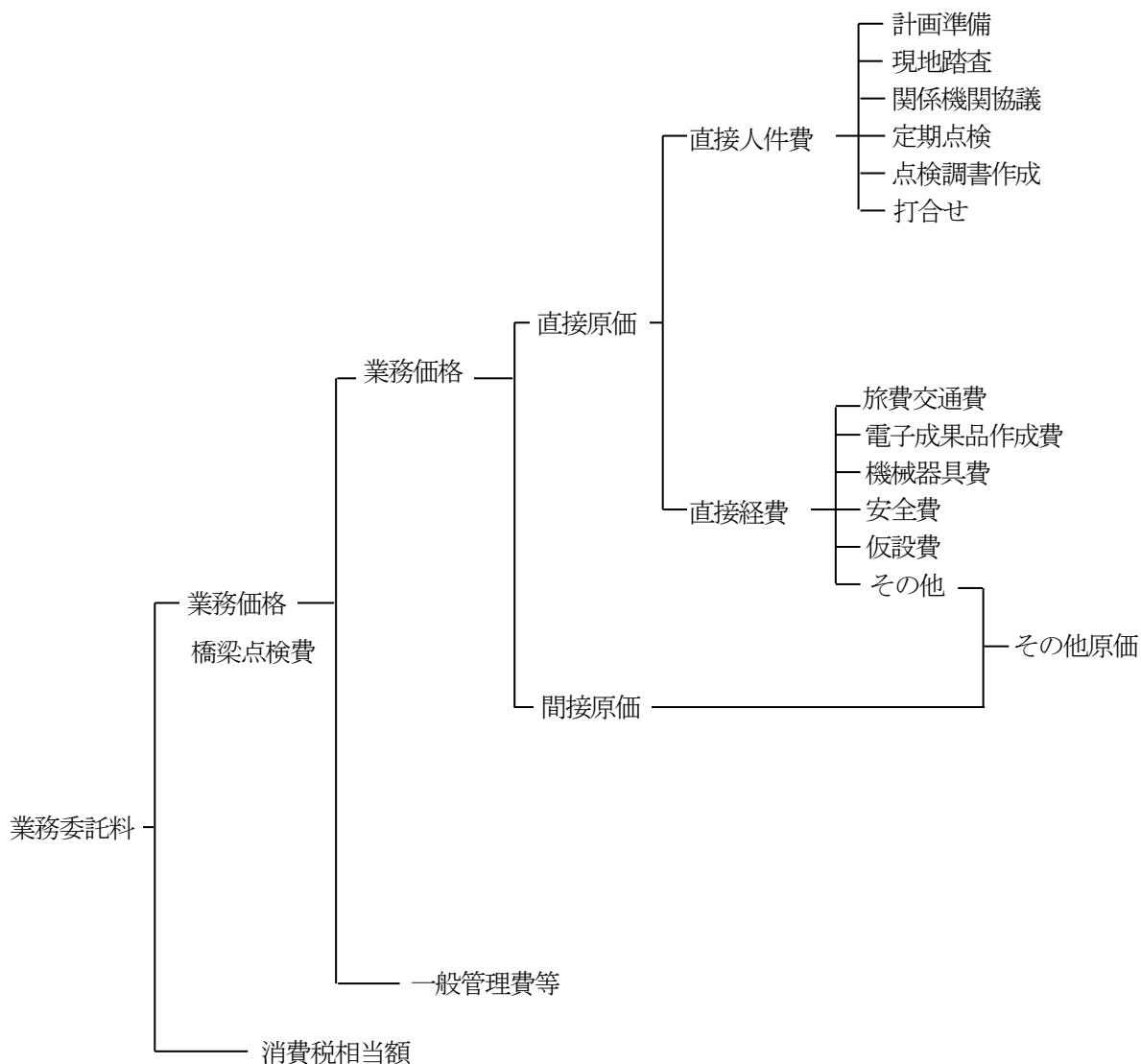


橋梁点検業務委託積算要領（公表用）

1 適用範囲

この積算要領は、岩手県道路橋定期点検要領に基づき実施する橋梁点検業務に適用する。

2 積算構成



※間接原価及び一般管理費等は「設計業務等標準積算基準書」の「土木設計業務等積算基準」による。

3 直接人件費

3.1 計画準備

(1) 業務内容

必要な関連資料を収集し、業務計画書を作成する。

(2) 標準歩掛

		単位(人)					
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
業務計画 書作成	100橋未満	0.5	1.0	1.0	1.0	2.5	1業務当たり
	100橋以上	0.5	1.5	1.0	2.0	5.0	

3.2 現地踏査

(1) 業務内容

橋梁点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査記録する。

(2) 標準歩掛

		単位(人)					
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
現地踏査			1.0		1.0		10橋当たり

3.3 関係機関協議

(1) 業務内容

橋梁点検に必要な関係機関との諸手続を行う他、必要な資料の収集を行う。

(2) 標準歩掛

		単位(人)					
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
関係機関協議			0.5	1.0	5.0	3.0	10機関当たり

3.4 定期点検の歩掛

(1) 業務内容

岩手県道路橋定期点検要領に基づき、橋梁点検車、高所作業車、点検用足場又は梯子等を用いて橋梁点検を行う。

(2) 標準歩掛

橋長14.5m未満、14.5m以上に区分して求める。

1) 橋長 14.5m未満

単位 (人)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
地上			2.0	2.0	2.0	10 橋当たり
梯子			2.5	2.5	2.5	10 橋当たり
足場			2.0	2.0	2.0	10 橋当たり
リフト車			2.5	2.5	2.5	10 橋当たり
点検車			2.5	2.5	2.5	10 橋当たり
船上			3.3	3.3	3.3	10 橋当たり

2) 橋長 14.5m以上

1 橋当たりの点検日数D（日／1橋）について、以下の算定式により算出する。

1編成は、技師B：1人、技師C：1人、技術員：1人を基本とする。

数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。

$$D = W / 8$$

W：1編成1橋当たりの基準作業量（時間／橋）

A：橋梁調査面積（m²）＝延長×全幅員（地覆外縁間距離）

地上	$W=0.04 \cdot A^{0.66}$
梯子	$W=0.05 \cdot A^{0.64}$
足場	$W=0.04 \cdot A^{0.67}$
リフト車	$W=0.16 \cdot A^{0.54}$
点検車	$W=0.13 \cdot A^{0.51}$
船上	$W=0.15 \cdot A^{0.53}$

注) 1 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検歩掛である。

2 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。

3 橋梁点検の内業（点検結果取りまとめ）は「3.7 点検調書作成」で計上する。

3.5 打音検査

(1) 業務内容

橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成28年12月 国土交通省道路局国道・防災課）に基づき、近接目視等により抽出された箇所について、所定の点検ハンマーで打音検査を行い、濁音部のマーキング、応急措置（たたき落とし及び鉄筋の防錆処置）を行う。

(2) 標準歩掛

1 橋当たりの検査日数D（日／1橋）について、以下の算定式により算出する。

1編成は、技師B：1人、技師C：1人、技術員：1人を基本とする。

数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。

$$D = W / 8$$

W : 1編成1橋当たりの基準作業量（時間／橋）

地上	$W=0.01 \cdot A^{0.99}$
梯子	$W=0.02 \cdot A^{0.99}$
足場	$W=0.01 \cdot A^{1.01}$
リフト車	$W=0.02 \cdot A^{0.99}$
点検車	$W=0.01 \cdot A^{1.01}$
船上	$W=0.04 \cdot A^{1.00}$

3.6 橋梁台帳の補正

点検結果等をもとに橋梁台帳の記載事項を補正する。必要に応じて簡易な現地計測を行う。

単位（人）

	技師B	技師C	技術員	摘要
橋長 14.5m未満	0.5	1.5	1.5	10 橋当たり
橋長 14.5m以上	0.5	2.0	2.0	10 橋当たり

3.7 点検調書作成

(1) 業務内容

点検結果を基に、岩手県道路橋定期点検要領に基づく点検調書を作成する。

(2) 標準歩掛

橋長 14.5m未満、14.5m以上に区分して求める。

1) 橋長 14.5m未満

単位（人）

	技師B	技師C	技術員	摘要
点検調書作成	新規	1.0	7.0	6.0 10 橋当たり
	更新	0.8	4.5	4.5 10 橋当たり

注）更新は、前回の点検データを活用して点検調書を作成する場合に適用する。

2) 橋長 14.5m以上

数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。

単位（人）

	作成日数	編成（日当り）			摘要
		技師B	技師C	技術員	
点検調書 作成	新規	D=W/8	0.1	1.0	0.5 1 橋当たり
	更新	D=W/8	0.1	1.0	0.3 1 橋当たり

注）更新は、前回の点検データを活用して点検調書を作成する場合に適用する。

D : 作業日数（日／橋）

W : 1橋当たりの基準作業量（時間／橋）

L : 橋長 (m)

N : 径間数

新規	$W = -1.85 + 0.08L + 7.35N$
更新	$W = -0.91 + 0.04L + 3.67N$

3.8 打合せ協議

中間打合せの回数は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

単位 (人)			
	主任技師	技師B	技師C
業務着手時	0.5	0.5	
中間打合せ（1回当たり）		0.5	0.5
成果品納入時	0.5	0.5	

注) 打合せ議事録の作成時間、移動時間（片道所要時間1時間程度以内）、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

4 旅費交通費

旅費交通費の積算は、「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」による。

5 直接経費

5.1 機械器具費

(1) ライトバン運転経費

積算上の基地から現地までライトバン運転によるものとして積算する場合は、運転経費を計上する。

ライトバン運転（1日当たり）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ガソリン	レギュラー	ℓ		2.70／h × 運転日当たり h
損料	ライトバン 1.5L	h		運転時間当たり損料
損料	〃	日	1	供用日当たり損料
計				

注) ライトバン運転にかかる運転労務費は計上しない。

(2) 橋梁点検車等運転経費

橋梁点検作業時に橋梁点検車又はリフト車を使用する場合は、運転経費を計上する。

橋梁点検車（リフト車）運転（1日当たり）

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運転手	一般（又は特殊）	人	1	注)による
燃料費		ℓ		運転1 h 燃料消費量×T T：運転日当たり運転時間
賃料		日	1	
諸雑費		式	1	
計				

注) 運転手の職種について、リフト車規格「作業床高10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合（橋梁点検車【歩廊式】はゴンドラの特別教育でよいものがある。）場合は一般運転手を計上する。

5.2 安全費

(1) 保安施設

保安施設は、橋梁点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して計上するものとする。

(2) 交通整理員

交通整理員は、橋梁点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して計上するものとする。